

※弁護士や労働委員会委員による相談は、事前の電話予約で先着順となっています。詳しくは、各相談窓口へお問い合わせください。



けんみんそうだん 県民相談 ☎073-441-2356
こうつうしごとそうだん 交通事故相談 ☎073-441-2359

常設相談 場所/県庁県民相談室、県庁交通事故相談所

相談 日時/要問合せ
場所/西牟婁振興局 ☎0739-26-7903
東牟婁振興局 ☎0735-21-9611

弁護士による相談 日時/要問合せ
場所/県庁県民相談室、県庁交通事故相談所、振興局、海南保健所、串本町文化センター

じんけんぜんぱん どうわもんだいそうだん 人権全般・同和問題相談 ☎073-421-7830

常設相談 場所/県人権啓発センター(和歌山ビッグ愛2階)

※県庁人権局 ☎073-441-2563、振興局でも実施しています。

弁護士による相談 日時/要問合せ
場所/県人権啓発センター ☎073-435-5420

ろうどうそうだん 労働相談

常設相談 ☎073-436-0735
日時/火・水・木・金曜16:00~20:00
土・日曜10:00~16:00
※面接相談は要予約

場所/労働情報センター(和歌山市北出島1-5-46)

労働委員会委員による月例労働相談 ☎073-441-3781
日時/毎月第1・3水曜
場所/県庁労働委員会室

おほなし わかもそうごうそうだん 若者総合相談 ☎073-428-0874
☎0736-32-0874
☎0739-24-0874

常設相談 場所/若者サポートステーション With You(和歌山・橋本・田辺)

With You 和歌山

ふくし そうだん 福祉サービス相談 ☎073-435-5527

常設相談 場所/県福祉サービス運営適正化委員会(和歌山ビッグ愛7階 県社会福祉協議会内)

「ジョブカフェわかやま」就職出張相談 ☎073-402-5757

相談 日時/要問合せ(毎月1~2回)
場所/ハローワーク(和歌山・海南を除く)

ジョブカフェわかやま

こ 子育てと家庭のテレフォン110番 ☎073-447-1152

常設相談 日時/毎日24時間

じょせい 女性・男性相談 ☎073-435-5246

場所/県男女共同参画センター「りいぶる」(和歌山ビッグ愛9階)

総合相談 電話など(常設、月曜休館)
専門相談 カウンセリング・法律相談(女性のみ)、男性相談
日時/要問合せ

せいぼうりょくひがいそうだん 性暴力被害相談 ☎073-444-0099

常設相談 日時/9:00~21:30
場所/わかやまmine(マイン)

けいさつそうだん 警察相談 ☎#9110

常設相談 日時/毎日24時間
ダイヤル回線の場合 ☎073-432-0110

いりょうあんぜんそうだん 医療安全相談 ☎073-441-2611

常設相談 場所/県庁医務課
日時/平日9:00~12:00、13:00~16:00

※県立保健所総務健康安全課(串本支所は保健環境課)でも実施しています。

弁護士による相談 日時/要問合せ
場所/県庁医務課

しょうひせいかつそうだん 消費生活相談

常設相談 場所/県消費生活センター ☎073-433-1551 (和歌山ビッグ愛8階)

※土日は電話のみ10:00~16:00
場所/県消費生活センター紀南支所 ☎0739-24-0999 (西牟婁振興局内)

がいこくじんそうだん 外国人相談 ☎073-435-5241

常設相談 日時/【英語】【中国語】月~日曜(水曜除く)10:00~17:00

【フィリピン語】月・木・土曜10:00~16:00

※要予約
場所/県国際交流センター(和歌山ビッグ愛8階)

ハンセン病について

県庁健康推進課 ☎073-441-2643

ハンセン病とは「らい菌」に感染することによって起る病気です。らい菌は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。

過去には、ハンセン病と診断されると、「らい予防法」という法律により患者を療養所に強制隔離していたことなどから怖い病気と誤解され、長い間偏見や差別を受けてきました。平成8年によつやく法律が廃止され、国は謝罪や名誉回復を行っています。現在では療養所は地域住民に開かれ、地域との交流も進んでいます。

また、療養所の入所者の平均年齢は85歳を越えているなか、今後ともハンセン病の歴史を伝えるために、全国13カ所の国立の療養所には資料館を開設する動きが広がっています。

ハンセン病に限らず、病気にかかったことで差別されることがあつてはなりません。私たちにできること、それは、ハンセン病について正しい知識と理解を持つこと。これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。



和歌山県手話言語条例がスタートしました

県庁障害福祉課 ☎073-441-2531
FAX 073-432-5567

平成29年12月定例県議会において「和歌山県手話言語条例」が議員提案により制定されました。県では、手話やろう者に対する県民の理解を深め、手話を習得する機会の確保や手話を使いやすい環境づくりに努めます。

主な取組

- ・QRコードを活用した動画による手話単語を紹介
・「県政おはなし講座」や「あいサポート研修」における手話の普及
・手話や筆談を交えて対応できるよう、県及び市町村職員、事業所職員対象の手話研修を開催
・県聴覚障害者情報センター(和歌山ビッグ愛6階)において、テレビ電話機能を活用した「手話電話相談サービス」を実施
・振興局単位で初めて手話にふれる方を対象とする入門講座を開催
・県民向けの連続手話講座を開催

手話講座の受講をきっかけに、手話に興味を持ち、手話奉仕員(手話で日常会話ができるレベル)や手話通訳者(手話で通訳できるレベル)をめざす人を増やします。
※各講座の開催については詳細が決まり次第、お知らせしますので、ぜひご参加ください。

※「手話」は聴覚障害のある人の生活の中から生まれ、受け継がれてきた言語です。「ろう者」とは聴覚障害のある人で、手話を言語として生活をしている人のことをいいます。

